

Q 6 : これまで3年生、4年生の総合的な学習の時間を使って英語に触れる活動をしてきましたが、新学習指導要領の下でも同様に、総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として外国語を扱うことはできますか。

A 6 : 外国語にかかわる学習の教育課程上の位置付けについては、外形で判断するのではなく、目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては、総合的な学習の時間は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」こと等を目標としています。また、総合的な学習の時間に行われる国際理解活動については、「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする」ものとされているところです。これらに照らして適切な活動であれば、当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。

しかし、英会話等に関するスキル習得のみを目的とした学習活動（パターンプラクティスを繰り返し行うだけの活動等）は、新学習指導要領における総合的な学習の時間の目標に照らしても、現行学習指導要領の下においても、適当な活動ではありません。

なお、外国語に関する学習の一層の充実を図るために、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成する必要がある場合には、学校教育法施行規則第55条の2に基づいて、地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成することができる制度を活用することが考えられます。